

浜松市民の皆さんの新しいアイデアを募集します！！

地域力 向上事業



～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～

[補助上限額]

200万円

■ 補助率

補助対象経費の1/2以内

■ 対象者

浜松市内で活動する団体

■ 問合せ

各区役所 区振興課または行政センター

※ 詳細は裏面をご覧ください。

市民の皆さんが主体になり
地域づくりに取り組む事業が対象じゃ

地域
活性化

文化
スポーツ

魅力
発信

健康
福祉

生活
環境

などなど



出世大名 ©浜松市
家康くん

令和7年度 2025

Q

補助対象となる団体は？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

（ただし、政治・宗教を目的とする団体や暴力団等と密接な関係を有する団体等は対象外）

Q

補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業

- ① 地域コミュニティづくり
- ② 安全安心な地域づくり
- ③ 生活改善及び生活環境の向上
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興
- ⑤ 健康・福祉の向上
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり

（ただし、政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業や公序良俗に反するおそれがあると認められる事業等は対象外）

Q

事業の実施期間や採択の回数は？

4月1日～翌年3月31日までの年度内に完了するよう事業計画を立ててください。

同一事業につき最大3回（通算3年度分）継続して補助を受けることができます。補助率は1年目50%以内、2年目40%以内、3年目25%以内と段階的に下がります。なお、3年連続でなくても構いません。

Q

行政区再編による影響は？

- ・補助上限額や対象経費など、助成条件はこれまでと変わりません。
- ・提案書類の提出先は、事業を実施する地域の区振興課または行政センターです。
- ・区再編後は、これまでどおり旧7区のエリア内での事業実施に加えて、区内を対象とした事業提案も可能となります。（例：中央区であれば、旧西区と旧南区にまたがる事業が可能。）
- ・その場合、提案書類の提出先は、事業を実施する地域内の、どの区振興課や行政センターでも構いません。判断に迷う場合には、区役所等へご相談ください。

Q

問い合わせ先は？

各区役所ホームページから提案書のダウンロードができます。募集状況や提案書の提出期限など、詳しくは各区区振興課または行政センター（天竜区は各地区支所）へお問い合わせください。

問い合わせ先

中央区	区振興課	TEL：457-2210	天竜区	区振興課	TEL：922-0013
	東行政センター	TEL：424-0115		春野支所	TEL：983-0001
	西行政センター	TEL：597-1112		佐久間支所	TEL：966-0001
	南行政センター	TEL：425-1120		水窪支所	TEL：982-0001
浜名区	区振興課	TEL：585-1141		龍山支所	TEL：966-2111
	北行政センター	TEL：523-1168			